

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第58条の2 X i 契約者(当社が指定するX i 契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がX i サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、X i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、<u>第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第11章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第74条</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第74条の2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注) 本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、<u>第76条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第75条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第76条 当社は、<u>X i 契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</u></p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第77条 X i 契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行うX i ユビキタス一般契約の解除)、第21条の7(その他の提供条件)又は第21条の7の6(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がX i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。))としま</p>	<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第58条の2 X i 契約者(当社が指定するX i 契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がX i サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、X i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第11章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第74条</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第74条の2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注) 本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、<u>当社のインターネットホームページに定めるところによります。</u></p> <p>第75条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第76条 当社は、<u>契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)</u>を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第77条 X i 契約者は、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第21条(その他の提供条件)、第21条の6(契約者が行うX i ユビキタス一般契約の解除)、第21条の7(その他の提供条件)又は第21条の7の6(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社がX i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。))としま</p>

す。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2～4 (略)

(注) 本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第 76 条（プライバシーポリシー）に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第 77 条の 2～第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー） (1) ア～イ (略) ウ この機能を利用している契約者（タイプDを選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。 (ア)～(オ) (略) (2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプB、タイプCを又はタイプD選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用又は I P 網接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。	(1) (略) (2) 遠隔管理機能には、タイプ A（i モード機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている当社が定める端末設備（特定端末設備を除きます。）に限り利用することができます。）とタイプ B（sp モード機能（8 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）、moperaU 機能（2 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）又は（ビジネス mopera インターネット機能（4 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。）、タイプ C（sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプ A 又はタイプ B に係るものを除きます。）に限り利用することができます。）及びタイプ D（sp モード機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプ A、タイプ B 又はタイプ C に係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。 (3)～(16) (略)

す。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2～4 (略)

(注) 本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第 76 条（プライバシーポリシー）に規定するプライバシーポリシーに定める電気通信事業者をいいます。

第 77 条の 2～第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー） (1) ア～イ (略) ウ この機能を利用している契約者（タイプDを選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。 (ア)～(オ) (略) (カ) 遠隔カスタマイズ機能 <u>特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</u> (2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプB、タイプCを又はタイプD選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。	(1) (略) (2) 遠隔管理機能には、タイプ A（i モード機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている当社が定める端末設備（特定端末設備を除きます。）に限り利用することができます。）とタイプ B（sp モード機能（8 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）、moperaU 機能（2 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）又は（ビジネス mopera インターネット機能（4 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。）、タイプ C（i モード機能、sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプ A 又はタイプ B に係るものを除きます。）に限り利用することができます。）及びタイプ D（sp モード機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプ A、タイプ B 又はタイプ C に係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。 (3)～(16) (略)

	<p>(17) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ1の第11種接続装置を指定していただきます。</p> <p>ただし、その第11種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能又はアシスト情報送信機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
31～33 (略)	(略)

	<p>(17) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ1の第11種接続装置を指定していただきます。</p> <p>ただし、その第11種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
31～33 (略)	(略)

別表3～別表7 (略)

別表3～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			

オセアニア地方	(略)					
	(略)					
	アルメニア共和国	(略)	(略)			
CJSC VEON Armenia		13	-	A ● ★	○	
(略)						
ヨーロッパ地方	(略)					
	(略)					
	アルメニア共和国	(略)	(略)			
CJSC VEON Armenia		13	-	A ● ★	○	
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	(略)					
	セネガル共和国	(略)	(略)			
<u>SAGA AFRICA HOLDING LIMITED</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

オセアニア地方	(略)					
	(略)					
	アルメニア共和国	(略)	(略)			
CJSC VEON Armenia		△13	-	△A △● △★	△	
(略)						
ヨーロッパ地方	(略)					
	(略)					
	アルメニア共和国	(略)	(略)			
CJSC VEON Armenia		△13	-	△A △● △★	△	
(略)						
アフリカ地方	(略)					
	(略)					
	セネガル共和国	(略)	(略)			
SENTELgsm S.A.		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附 則 (令和元年11月15日経企第2077号)

(実施期日)

1 この附則は、令和元年12月1日から実施します。

ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年12月11日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ドコモの学割2020の適用)

3 当社は、この附則実施の日から令和2年5月31日までの間において、X i 契約の締結（F O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのF O M A 契約において、当社が定める端末設備をその購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認められないときを除きます。）があった場合であって、そのX i 契約の締結と同時に料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するギガホ2又はギガライト2が選択されたこと及びそのX i 契約に係るX i 契約者が割引適用対象者であることを当社が最初に確認したときは、ドコモの学割2020（そのX i 契約の締結によりギガホ2又はギガライト2の基本使用料の適用が開始される日（以下この附則において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月から起算して12暦月の間のそのX i に係る基本使用料（そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した後の額とします。）について、それぞれの暦月において適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の申出があったものとみなして取扱います。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	割引額（月額）
ギガホ2	1,500円
ギガライト2	1,000円

4 前項に規定する割引適用対象者は、次のいずれかに該当するX i 契約者をいいます。

(1) 満26歳に満たない者であって、そのX i 契約者を指定して第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っている者（ドコモの学割2020の適用を受けている他のX i において、そのX i 契約者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。

(2) 利用者（満26歳に満たない者に限ります。以下この附則において同じとします。）のためにドコモの学割2020を選択することに同意を得ている般契約又は定期契約を締結している者であって、その利用者を指定して第74条の2に規定する利用者登録を行っている者（ドコモの学割2020の適用を受けている他のX i において、その利用者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。

5 料金表第1表第1（基本使用料）の規定により、基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。

6 当社は、ドコモの学割2020の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2020の適用を廃止します。

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

- (1) 基本使用料の料金種別がギガホ2又はギガライト2以外となったとき。
 - (2) X i 契約者が割引適用対象者ではないことを当社が確認したとき（そのX i に係る登録利用者が満26歳に達した場合を除きます。）。
 - (3) X i の電話番号保管があったとき。

 - (4) X i 契約の解除があったとき（X i 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、X i 契約者が継続して割引適用対象者であることを当社が確認したときを除きます。）。
- 7 当社は、ドコモの学割2020を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料を割引の対象とします。
（その他）
- 8 経企第406号（令和元年5月21日）附則を次のように改めます。
- (1) 第4項中「X i の基本使用料」を「そのX i（経企第2077号（令和元年11月15日）に規定する学割2020の適用を受けている又は受けたことがあると当社が認めるものを除きます。）の基本使用料」に改めます。
 - (2) 第8項中「そのX i に係る基本使用料」を「そのX i（基本使用料の料金種別がギガライト2であって、経企第2077号（令和元年11月15日）に規定する学割2020の適用を受けているものを除きます。）に係る基本使用料」に改めます。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 6 節 (略)</p> <p>第 7 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 75 条 F O M A 契約者 (当社が指定する F O M A 契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が F O M A サービスに係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。) に係る債権を、当社が別に定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、F O M A 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、第 88 条の 6 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>第 11 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2～第 88 条の 3 (略)</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第 88 条の 4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録 (以下「利用者登録」といいます。) を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者 (以下「登録利用者」といいます。) の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 5 項に規定する当社が別に定める法人は、第 88 条の 6 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 88 条の 5 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 88 条の 6 当社は、F O M A 契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 89 条 契約者は、第 18 条 (一般契約者が行う一般契約の解除)、第 19 条 (当社が行う一般契約の解除) 又は第 24 条 (その他の提供条件) の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合 (第 75 条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。) は、当社以外の電気通信事業者 (当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者 (B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。) とします。) からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報 (契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。) を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p>	<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 6 節 (略)</p> <p>第 7 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 75 条 F O M A 契約者 (当社が指定する F O M A 契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が F O M A サービスに係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。) に係る債権を、当社が定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、F O M A 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>第 11 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2～第 88 条の 3 (略)</p> <p>(利用者登録)</p> <p>第 88 条の 4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録 (以下「利用者登録」といいます。) を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者 (以下「登録利用者」といいます。) の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注) 本条第 5 項に規定する当社が別に定める法人は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>第 88 条の 5 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 88 条の 6 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。) を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>(電気通信事業者への情報の通知)</p> <p>第 89 条 契約者は、第 18 条 (一般契約者が行う一般契約の解除)、第 19 条 (当社が行う一般契約の解除) 又は第 24 条 (その他の提供条件) の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合 (第 75 条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。) は、当社以外の電気通信事業者 (当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者 (B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。) とします。) からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報 (契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。) を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p>

2～4 (略)

(注) 本条第1項、第2項及び第4項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第88条の6(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第90条～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア～ウ (略) エ この機能を利用している契約者(タイプDを選択している者に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。 (ア)～(オ) (略)	(1) (略) (2) 遠隔管理機能には、タイプA(iモード機能の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプBに係るものを除きます。)に限り利用することができます。)、タイプB(spモード機能(33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))の提供を受けているものに限ります。)、(moperaU機能(15欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))又は(ビジネスmoperaインターネット機能(23欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプAに係るものを除きます。)に限り利用することができます。)、タイプC(spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限ります。))及びタイプD(spモード機能の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。)に限り利用することができます。)があります。 (3)～(16) (略) (注) (略)

別表3～8 (略)

2～4 (略)

(注) 本条第1項、第2項及び第4項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第88条の6(プライバシーポリシー)に規定するプライバシーポリシーに定める電気通信事業者をいいます。

第90条～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1)基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア～ウ (略) エ この機能を利用している契約者(タイプDを選択している者に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。 (ア)～(オ) (略) (カ) 遠隔カスタマイズ機能 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。	(1) (略) (2) 遠隔管理機能には、タイプA(iモード機能の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプBに係るものを除きます。)に限り利用することができます。)、タイプB(spモード機能(33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))の提供を受けているものに限ります。)、(moperaU機能(15欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))又は(ビジネスmoperaインターネット機能(23欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。))の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプAに係るものを除きます。)に限り利用することができます。)、タイプC(iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限ります。))に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプA又はタイプBに係るものを除きます。))の提供を受けているものに限ります。))及びタイプD(spモード機能の提供を受けているものに限ります。)に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。))に限り利用することができます。)があります。 (3)～(16) (略) (注) (略)

別表3～8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
	アルメニア共和国	(略)	(略)		

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
	アルメニア共和国	(略)	(略)		

		CJSC VEON Armenia	13	-	A ● ★	○
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	セネガル共和国	<u>SAGA AFRICA HOLDING LIMITED</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
(略)						

		CJSC VEON Armenia	△13	-	△A △● △★	△
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	セネガル共和国	SENTElgsm S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号)
(実施期日)

この改正規定は、令和元年 12 年 1 日から実施します。

ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年 12 月 11 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 12 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条～第 32 条</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 33 条 契約者 (当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が国際電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、第 37 条 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 雑則</p> <p>第 35 条～第 36 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 37 条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「<u>NTT ドコモ プライバシーポリシー</u>」において公表します。</p> <p>第 38 条～第 42 条 (略)</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号) この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条～第 32 条</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 33 条 契約者 (当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が国際電話サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 雑則</p> <p>第 35 条～第 36 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 37 条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。) を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>第 38 条～第 42 条 (略)</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 料金等 第 1 節～第 5 節 (略)</p> <p>第 6 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 48 条の 2 契約者 (当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、第 63 条 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 62 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 63 条 当社は、<u>契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</u></p> <p>第 64 条～第 68 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号) この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 料金等 第 1 節～第 6 節 (略)</p> <p>第 7 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 48 条の 2 契約者 (当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 62 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 63 条 当社は、<u>契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。)</u>を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>第 64 条～第 68 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

グ ロ ー バ ル 衛 星 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 11 章 雑則</p> <p>第 48 条～第 52 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 53 条 当社は、<u>契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</u></p> <p>第 54 条～第 56 条 (略)</p> <p>第 12 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号) この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 11 章 雑則</p> <p>第 48 条～第 52 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 53 条 当社は、<u>契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。)</u>を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>第 54 条～第 56 条 (略)</p> <p>第 12 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 6 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 料金等</p> <p>第 27 条～第 34 条</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 35 条 契約者 (当社が指定する契約者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が無線 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。) に係る債権を、当社が別に定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、第 50 条 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 36 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章～第 9 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>第 43 条～第 49 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 50 条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</p> <p>第 51 条～第 53 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号)</p> <p style="text-align: center;">この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 6 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 料金等</p> <p>第 27 条～第 34 条</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 35 条 契約者 (当社が指定する契約者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が無線 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。) に係る債権を、当社が定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。) に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章～第 9 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>第 43 条～第 49 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 50 条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。) を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p> <p>第 51 条～第 53 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 料金等 第 1 節～第 5 節 (略)</p> <p>第 6 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 49 条の 2 当社が指定するビジネス mopera 契約者又は S M S 送信契約者 (以下この条において「ビジネス mopera 契約者等」といいます。)は、当社がビジネス mopera サービス又は S M S 送信サービス (以下この条及び第 64 条 (支払証明書等の発行) において「ビジネス mopera サービス等」といいます。)に係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が別に定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ビジネス mopera 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、第 59 条の 2 (プライバシーポリシー) に規定する「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。</u></p> <p>第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 56 条～第 59 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 59 条の 2 当社は、<u>契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</u></p> <p>第 59 条の 3～第 62 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号) この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 料金等 第 1 節～第 5 節 (略)</p> <p>第 6 節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第 49 条の 2 当社が指定するビジネス mopera 契約者又は S M S 送信契約者 (以下この条において「ビジネス mopera 契約者等」といいます。)は、当社がビジネス mopera サービス又は S M S 送信サービス (以下この条及び第 64 条 (支払証明書等の発行) において「ビジネス mopera サービス等」といいます。)に係る料金その他の債務 (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が定める第三者 (以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ビジネス mopera 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 56 条～第 59 条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第 59 条の 2 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針 (以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、その定めるところにより個人情報を取扱います。</p> <p>第 59 条の 3～第 62 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（割賦債権の譲渡） 第16条 購入者は、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を、当社が別に定める第三者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び第三者は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 <u>（注）本条に規定する当社が別に定める第三者は、NTTファイナンス株式会社とします。</u></p> <p>（割賦債権の譲渡に係る第三者への情報提供等） 第17条 購入者は、当社が前条の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、その購入者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（第三者が分割支払金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報（第三者が分割支払金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社がその第三者に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>（個人情報の取扱い） 第18条 当社は、購入者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</p> <p>第19条（略）</p> <p>附 則（令和元年11月15日経企第2077号） この改正規定は令和元年12月1日から実施します。 ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年12月11日から実施します。</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（割賦債権の譲渡） 第16条 購入者は、当社が購入者に対する本契約に基づく債権を、当社が別に定めるところにより、第三者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び第三者は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>（割賦債権の譲渡に係る第三者への情報提供等） 第17条 購入者は、当社が前条の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、その購入者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（第三者が分割支払金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報（請求事業者が分割支払金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社がその第三者に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>（個人情報の取扱い） 第18条 当社は、購入者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のインターネットホームページ等において公表します。</p> <p>第19条（略）</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク又は株式会社 K C N 京都
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

(契約の種別)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第 3 - 20 種契約	株式会社 K C N 京都

第 2 節～第 3 節 (略)

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

(契約の種別)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第 2 節～第 3 節 (略)

第4章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節～第4節（略）

第5節 債権の譲渡等

（債権の譲渡等）

第47条 契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社がI P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2～3（略）

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、NTTファイナンス株式会社とします。

第12章～第14章（略）

第15章 雑則

第55条～第56条（略）

（プライバシーポリシー）

第57条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第58条～第62条（略）

（特定F T T H事業者等への情報の通知等）

第63条 契約者は、I P通信網契約の締結に係る特定F T T H事業者等からの請求に基づき、氏名、I P通信網サービスの品目、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りま

す。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
2 前項の規定によるほか、契約者は、I P通信網契約（プロバイダありプランに係るものに限りま

す。）の締結又はプロバイダサービスの選択若しくは変更に係る提携プロバイダ事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りま

す。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
3 前2項の規定によるほか、契約者は、別表2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能の請求に係る特定F T T H事業者及び当社が別に定める第三者からの請求に基づき、氏名及び住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りま

す。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
4 前3項の規定によるほか、契約者は、I P通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外のI P通信網事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（そのI P通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限りま

す。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
（注）本条第3項に規定する当社が別に定める第三者は、スカパーJSAT株式会社とします。
第64条（略）

第4章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節～第4節（略）

第5節 債権の譲渡等

（債権の譲渡等）

第47条 契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社がI P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきま

す。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
2～3（略）

第12章～第14章（略）

第15章 雑則

第55条～第56条（略）

（プライバシーポリシー）

第57条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ等において公表します。

第58条～第62条（略）

（I P通信網事業者への情報の通知）

第63条

契約者は、I P通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外のI P通信網事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（そのI P通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限りま

す。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
第64条（略）

料金表（略）

別表 1～別表 3（略）

附 則（令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号）

この改正規定は令和元年 12 月 1 日から実施します。

ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年 12 月 11 日から実施します。

料金表（略）

別表 1～別表 3（略）

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p> 第60条～第63条 (略)</p> <p> 第63条の2 <u>I P電話事業者への情報の通知</u></p> <p> 第64条～第71条 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p> 第1節～第5節 (略)</p> <p> 第6節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第53条 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、NTTファイナンス株式会社とします。</u></p> <p>第12章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第63条 (略)</p> <p><u>(I P電話事業者への情報の通知)</u></p> <p>第63条の2 契約者は、音声利用 I P通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外の I P電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報(その音声利用 I P通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>第64条～第65条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第66条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p> 第60条～第63条 (略)</p> <p> 第64条～第71条 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等</p> <p> 第1節～第5節 (略)</p> <p> 第6節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第53条 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第12章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第63条 (略)</p> <p>第64条～第65条 (略)</p> <p>(プライバシーポリシー)</p> <p>第66条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。</p>

第 67 条～第 71 条 (略)

第 15 章 雑則

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和元年 11 月 15 日経企第 2077 号)
この改正規定は令和元年 12 月 11 日から実施します。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ等において公表します。

第 67 条～第 71 条 (略)

第 15 章 雑則

料金表 (略)

別表 (略)